

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、佐賀県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を提出先に提出すること。

平成 27 年 7 月 10 日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
日高 康範	三養基郡みやき町大字東津 1201 番地	三養基郡みやき町大字東津字一本杉 1468 番 3 ほか 6 筆	11,422
農事組合法人 さかくち	三養基郡みやき町大字坂口 1824 番地 2	三養基郡みやき町大字坂口二本松 984 番 1 ほか 5 筆	18,110
農事組合法人 アグリ三新	嬉野市塩田町大字谷所乙 3477 番地	鹿島市大字中村字境 532 番地 3 ほか 5 筆	8,658

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧の場所

佐賀県農林水産商工本部生産振興部農産課

(2) 縦覧の期間

平成 27 年 7 月 10 日から同月 27 日まで

3 意見書の提出先

佐賀県農林水産商工本部生産振興部農産課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）